

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

管理番号	230	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出のデジタル化等

提案団体

宮城県、仙台市、大崎市、広島県、北海道東北地方知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、環境省

求める措置の具体的内容

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条第9項及び第10項並びに第12条の2第10項及び第11項において、廃棄物を多量に排出する事業者(以下「多量排出事業者」という。)に対して求める産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出について、オンラインで行うためのシステムを国において構築し、デジタル化を行うこと。

2 法第12条の3第7項において、産業廃棄物を排出する事業者に対して都道府県知事に提出を求めているマニフェストの報告書の提出について、紙面のマニフェストを用いている事業者がオンラインで報告書を提出するためのシステムを国において構築し、デジタル化を行うとともに、その結果得られる電子データと法第13条の2で定める情報処理センターが受付けた報告内容とを統合してデータベース化すること。

なお、システム構築を行う場合にあっては、事業者から紙面で計画書や報告書が提出された場合であっても、容易にデジタル化できる仕組みを構築されたい。

具体的な支障事例

(1の支障事例)

当県において令和6年度の報告対象事業者は325件であり、例年300件を超過している。加えて、環境省は毎年「産業廃棄物行政組織等調査」にて、当該計画及び報告内容の集計と報告を各自治体に求めている。当県は、当該計画及び報告のデジタル化を行うことで、対象事業者の負担と集計作業に要する職員の負担を軽減することを目指して平成26年度から「産廃報告ネット」という電子申請システムを独自開発し運用保守しているが、県独自に開発しているシステムである以上、法で定める計画及び報告の設問が改訂となれば都度改修が必要となるなど、その維持にコストを要するものである。なお、令和6年11月6日には当該計画及び報告の変更についてアンケート調査があるなど、システムの大規模改修が今後必要となる可能性が窺える。

(2の支障事例)

当県において、令和6年度の報告件数(紙面のマニフェストを使用している事業者によるもの)は4,988件であり、その集計には例年手間を要しているほか、有効な活用が十分にできていない実態がある。一方、事業者が電子マニフェストを使用している場合は、情報処理センターがそのデータを収集し、CSVデータとしてダウンロードできるよう設定されており、廃棄物の処理状況が確認できるよう設定されている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者の方から、業務効率化のために、他の自治体でもオンラインで報告したいとの意見を伺うことがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

（1について）

当該報告及び計画の提出をオンラインで実施できるよう整備することで、事業者の利便性が向上するほか、産業廃棄物行政組織等調査にて国が地方自治体に求める集計業務をシステム上で実施できるようになり、行政の業務効率化につながるものと考えられる。

（2について）

当該報告がオンラインで提出できるようになれば事業者の利便性が向上する。また、そこで得られるデータと情報処理センターが収集している電子マニフェストのデータとを統合し管理することが可能となれば、産業廃棄物の不適正な処理を探知することができる有益な情報を得られるものと考えられる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第9項及び第 10 項、第 12 条の2第 10 項及び第 11 項並びに第 12 条の3第 7 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、群馬県、新潟県、豊橋市、京都府、寝屋川市、兵庫県、山口県、熊本市、那覇市

○当県においては、多量排出事業者から提出される産業廃棄物処理計画及び実施状況報告は、紙面での提出のほか、「電子申請システム」でエクセルファイルにて提出されている。当県でも、その報告データを環境省が毎年実施している産業廃棄物行政組織等調査として報告するために、集計作業に時間を要している。国においてシステムを構築する際には、各自治体の事務処理だけでなく、提出者（事業者）にとって利便性の高いシステムとなるよう配慮していただきたい。

当県においては、紙面のマニフェストを用いている事業者から提出されるマニフェスト報告書について、紙面での提出のほか、「電子申請システム」でエクセルファイルにて提出されている。国においてシステムを構築する際には、各自治体の事務処理だけでなく、提出者（事業者）にとって利便性の高いシステムとなるよう配慮していただきたい。

○多量排出事業者制度については、法に基づく全国統一的なものであることから、デジタル化も全国統一に行われることが、報告書等提出者の負担軽減の観点も含め効率的である。また、デジタル化においては、報告書等の提出だけでなく、報告書等の公表も可能となるようにシステム設計いただきたい。

○当市では、令和6年度多量排出事業者に該当した事業者は約 265 件ほどである。例年、環境省より照会のある産業廃棄物行政組織調査等にて、報告書の集計と報告を求められているが国が統一のシステムで電子化をすることで職員の集計業務時間が省略され、業務の効率化につながると考えられる。

紙媒体のマニフェスト報告については、容易に集計できない。電子化することで事業者の利便性が向上し、また集計が容易になり作業効率が上がると考えられる。

各府省からの第 1 次回答

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書の提出については「デジタル社会の実現に向けた重点計画 令和6年6月 21 日」の「[No.4-4] e-Gov の利用促進」によると、「また、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においても e-Gov を利用しやすくなるよう、e-Gov 電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備する。」とあり、環境省としてもデジタル庁が担当する e-Gov を前提に検討を進めてまいりたい。マニフェストの報告書の提出について、デジタル化を推進するためには、紙マニフェストを電子マニフェストに移行することが本来あるべき姿と考えているため、環境省としては、電子マニフェストの更なる普及に向けた各種施策に取り組んでまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

（多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書について）

1 追加機能が整備された e-Gov を活用することで、対象事業者の産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出の負担及び職員の集計作業における事務負担が軽減されるよう、御検討いただきたい。

2 国が本件に係る手続のオンライン化の検討を進める場合、報告を受付けるシステムを独自に構築している自

治体にあつては今後のシステム改修に係る検討を行う必要があるほか、システムを利用する事業者に対して報告方法が変更となる旨を事前に説明する必要があるため、国が考えるオンライン化の具体的なスケジュールを提示されたい。

(マニフェストの報告書について)

3 電子マニフェストの使用が義務化されない限り、紙面マニフェストの使用を続ける事業者が一定数あるため、マニフェストの報告書を提出する事業者はなくなる。電子マニフェストの義務化に向けて、国が積極的かつ強力に取り組まないのであれば、本提案に係る支障は解消されないため、紙面マニフェストを用いている事業者がオンラインで報告書を提出するためのシステムの構築と当該システムから得られるデータの利活用について検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)において、重点政策として「e-Govの利用促進」が位置づけられており、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においても、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備することとされている。環境省としても、デジタル庁の対応に歩調を合わせており、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づき産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出について、共通化の重点政策になったことからe-Govによるオンライン化の検討を進めている。これらの検討結果により要件が明確化されたことを踏まえ、デジタル庁において必要な機能拡充のスケジュールを設定し、機能拡充の状況を踏まえて環境省において手続のオンライン化のスケジュールを設定する予定である。

事業者が紙面で提出する場合、紙面をデジタル化する機器と作業を地方公共団体が担当する前提と考えられ、コスト増加、データ誤変換を確認しながら部分補正する等作業の増加等が考えられるため、本来あるべき電子化は電子マニフェストの利用促進と考える。利用促進にあたっては、電子マニフェスト操作体験セミナーの開催等を通じて、国民等利用者への更なる普及に取り組んでまいりたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針(令和7年12月23日閣議決定)記載内容

4【デジタル庁(27)(i)】【環境省(5)(iv)】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)

多量排出事業者が行う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の作成及び都道府県知事への提出(12条9項及び12条の2第10項)並びに当該計画の実施の状況についての都道府県知事への報告(12条10項及び12条の2第11項)については、提出及び報告のオンライン化に当たり、政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請サービス)を利用するため、当該システムを改修する方向で検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

4【デジタル庁(27)(ii)】【環境省(5)(v)】

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(12条の3第7項)については、電子マニフェスト操作体験セミナーの開催などを通じて、引き続き電子化を推進する。